

第 3 回 淡路市総合計画審議会 議事要旨

日時：令和 8 年 9 月 3 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 50 分

場所：淡路市役所本庁 2 号館 3 階大会議室 4、5、6

出席者

出席委員：城下委員、小田委員、岡田委員、長瀬委員、岬 委員、岸本委員、土井委員、
保田委員、津田委員、米山委員、堀内委員、魚住委員、中野委員、井筒委員
関 委員、大場委員、廣田委員

欠席委員：江川委員、相坂委員

事務局：野田部長、平本課長、宇城係長、インターン学生 2 名、(株)ぎょうせい 2 名

配布資料

資料-1	第 4 回淡路市総合計画審議会次第
資料-2	総合計画全体について
資料-3	第 3 回審議会意見について
資料-4	基本構想案（8.19）-cleaned
資料-5	グランドデザインゾーニング_文書の整理
資料-6	グランドデザインゾーニング 基本計画、都市マスへの反映整理
資料-7	More_AWAJI_ネーミングに込めた思い
資料-8	基本計画案（8.19）

次第

1 開会

事務局より本日インターンシップで来ている 2 名の大学生の紹介。

2 会長あいさつ

津田会長よりあいさつ。

3 報告事項

（1）インターンシップ大学生による意見

テーマ：「淡路市に住む・働く・関わるとしたら、何が大切だと思うか」

インターンシップ大学生 A

「人とのつながりを生む仕掛けづくり」について提案

インターンシップ大学生 B

「自転車活用による移動しやすい環境整備」について、提案

意見なし

(2) 前回意見の反映について及び (3) 基本構想案の修正について

資料 2 から資料 7 を用いて、事務局より報告

委員 : グランドデザイン・ゾーニングの修正が今回の修正の中で最も大きいと感じている。資料 3 (意見の反映) の 7 番における事務局の考え方は、「地域に優劣をつけるのではなく、各地域の強みと役割を生かす構想」と捉えてよいか。資料 6 を見ると政策分野の配置がゾーニングによって異なっているが、これは後ほど説明があるのか。

事務局 : グランドデザイン・ゾーニングは、これまで旧 9 町を 5 つに分けて考えてきた。合併から 20 年、21 年目を迎えるにあたり、20 年・30 年先を見据えた将来像として今回のゾーニングとした。前回案では「伊弉諾神宮」や「旧小学校跡地」など具体的な地名を記載していたが、「基本構想で明記するのは方向性だけに留めておいた方が、下位計画との整合性もとやすいのではないか」との意見が庁内であり、今回は表現を柔らかくした。具体的な取り組みは、今後策定する基本計画や各部の個別計画に反映していく。特に並行して策定を進めている都市計画マスタープランとはこのゾーニングを共有する予定であり、以前の具体的な取り組みがどこに位置づけられているかを整理したものが資料 6 である。

委員 : 資料の意見の反映についての 7 番にある「各地域の強みと役割を生かす構想」の目的、ゴールはどこにあるのか。暮らしの満足度を上げることがそれに当たるのか。

事務局 : 暮らしの満足度を上げることは市全体の大きな目標である。ゾーニン

グを推進する目的は、各地域が既に持つ強みを施策を通じてさらに生かし、ゾーンごとの特徴を際立たせることにある。例えばエリア４では、五斗長垣内遺跡や舟木遺跡、ジビエ処理加工施設等を生かした整備を進める方針を資料６に反映している。

委員：強みを生かす視点は理解したが、市民が日頃感じている課題（弱点）の克服という視点も必要ではないか。

事務局：市民の課題については資料４の冒頭でアンケート調査結果に基づき整理しており、総合計画はこうした課題を克服するための計画でもある。同時に、課題の解決だけではなく「夢のある総合計画」としたいという思いもあり、将来の明るい姿やビジョンも盛り込んでいきたい。今後も検討を進め、審議会に諮っていく。

委員：資料２にある英語表記「Together」について、当初は「コ・クリエーション（Co-creation）」の方がふさわしいのではと感じたが、これまでの会議で議論されてきたと聞き安心した。「共創」は「共に未来を作っていく」という未来性を含む言葉であり、英語の「Together」だけではその未来性のニュアンスがやや弱いのではないか。ただし、続く「一緒に作るこれから」の「これから」という言葉がその未来性を補っていると解釈したが、この理解でよいか。

事務局：その理解のとおりである。「一緒に作るこれから」という部分が最も大切にしたいメッセージであり、英語と日本語をセットで明記し、意図が伝わるようにしたい。

事務局：この表記については庁内でも議論を重ねてきた。当初は資料２のシンプルな図（英語のみ）で進める予定だったが、単語を用いた理由の説明が必要と考え、資料７（言葉に込めた思い）を作成した。今後、計画書本編でもこうした背景を落とし込み、直訳ではなく淡路市としての意思を込めた表現であることが伝わるよう整理していく。

会長：ゲートウェイゾーンに指定されているエリアの多くは都市計画区域に含まれていない。計画書には「都市計画等に基づき」との文言があるが、将来的な街づくりを考えると都市計画法の適用を検討する必要があるのではないか。

平本課長：ゲートウェイゾーンの南側、旧一宮町エリアが該当する。同エリアが

都市計画区域に含まれていないことについては、合併以来「他地域と同様の指定が必要ではないか」との議論があり、担当部署でもアンケート調査や啓発活動、勉強会を行ってきた。ただし、現時点で具体的な決定には至っていない。並行して策定中の都市計画マスタープランの中で、都市計画法に則った土地利用の明確化や手法の柔軟な活用を検討している。総合計画に区域指定を明記すると住民の反発が予想されるため、現段階の計画案には明記していない。

会長 : 資料 8 の 43 ページに「都市計画の手法による」との記載や、地区計画の策定支援等の政策方針があり、手法の活用を示唆していると理解する。しかし、旧小学校跡地等を民間へ売却した際の活用検証を考えると、開発・活用の許可申請を市や県が確認する仕組み、すなわち都市計画の手法や網掛けが必要ではないか。旧一宮地域における都市計画区域指定への住民の反発はどの程度大きいのか。

事務局 : 旧一宮地域は現在すべて都市計画区域外である。区域内外では道路後退（セットバック）義務の有無等に違いがあるが、建築の際には建築基準法等に基づく許可手続きは必要である。区域外のまま開発が進むと、狭い道路により緊急車両が進入できないといった実質的な課題が生じるため、都市計画の担当が地域と接触し啓発・検討を重ねている。土地利用は法律に則って整理していくが、区域を新たに指定するには兵庫県との協議や県都市計画審議会への付議が必要であり、慎重に検討している段階である。

委員 : 農地転用等は農業委員会を通じて既に規制がかかっており、それ以外の土地についても最終的には県の認可により一定の歯止めがかかっていると考えている。

会長 : 今後 10 年間の総合計画の中で、都市計画の適用方針も含めた将来の街づくりのルールづくりは必要である。網掛けがなければ、景観にそぐわない看板や建物が建てられる恐れがあり、住みやすい街づくりに逆行しかねない。行政としてこうした景観・ルールの方方向性を示す必要があるのではないか。

事務局 : 景観・外観の規制については県条例等に一定のルールがあり、市の都市計画部署を経由して県への申請・許可が必要な仕組みとなっている。大規模開発や兵庫県の緑条例による規制は、都市計画区域外であって

も対象となる。

会長 : 大規模開発についてはそれでよいが、懸念しているのは目に留まるような小規模な建物で、不特定多数が利用しないものである。奇抜な色や道路状況を配慮しない建築を防ぐ手段が、区域外の現状にはない。

事務局 : 土地の具体的な利用方法や規制ルールについては、ゾーンというだけでなくくりではなく、個別具体的な用途をすべて図面に落とし込んだ都市計画マスタープランを現在作成中であり、専門の審議会でも議論されている。

会長 : 具体的な実務は都市計画マスタープランで進めるとしても、総合計画に都市計画手法を適用していく方針を記載すべきではないか。

事務局 : ご指摘を担当部署に伝え、都市計画マスタープランと連動させながら、総合計画にもその趣旨を反映できるよう働きかける。

会長 : 次に移る。

4 協議事項

(1) 基本計画案について

事務局より、資料 8 の説明。

会長 : 今の報告を受けて何かご質問等あるか。

委員 : 資料 21・22 ページの「学校教育」及び 23・27 ページの「生涯学習・スポーツ」について、教育委員会が策定中の「教育大綱」との関連性を確認したい。両者は連動しているのか。

事務局 : 総合計画は市の最上位計画であり、教育大綱はこれに則って策定され、整合性を図る仕組みとなっている。次回の総合教育会議で対照表を示す予定である。現在の総合計画案では政策方針の順番が教育大綱と逆になっているため、大綱に合わせて「確かな学力と豊かな心の育成」を先に、「教育環境の充実」を後にする方向で修正する。

委員 : 教育大綱の「5つの重点目標」のうち「1人ひとりに寄り添う教育の

実現」は、総合計画のどの方針に該当するのか。

事務局：学校教育方針の「確かな学力と豊かな心の育成」のうち「心の育成」の部分で、スクールカウンセラーの配置等の取り組みを記載している。表現が不足していれば、教育大綱との整合を図るよう調整する。

委員：資料 60 ページの新規就農者数について、令和 7 年度の現状値が 65 人とあるが、先日の J A や農業改良普及センター等の会議資料では 23 名との公表値があった。数値の整合性を確認すべきではないか。

事務局：指標の定義により算出方法が異なる可能性がある。ご指摘のとおり整合性が取れるよう事実関係を再確認する。

委員：「More AWAJI」のロゴマークは、既存のマスコットキャラクターとは役割が異なると思うが、お土産パッケージ等、一般利用も想定しているのか。

事務局：ロゴマークは、市が 10 年間取り組む政策の柱（安心、心地よさ、活力等）を市民に伝えるためのものであり、マスコットキャラクターとは役割を使い分けている。

委員：市民はどのような場面でロゴを使うのか。

事務局：まずは役所側の発信から段階的に進める。例えば子育て関連の通知に「モア・ピープル」のロゴを用いるなど、身近な取り組みから工夫を重ねていきたい。

委員：出生数の減少は、結婚をしない世代が増えていることが本質的な原因であり、結婚世帯の出生数自体は大きく変わっていないと聞く。この根本課題について市の考えを伺いたい。

事務局：ご指摘のとおりである。総合計画は目標値と政策方針の大枠を示すものであり、若者への具体的なアプローチ等については、次回以降協議予定の「人口ビジョン・総合戦略」で議論する。

委員：庁内会議と審議会の関係・位置づけはどうなっているのか。

事務局：庁内会議は部長級職員により構成され、審議会に諮る前に計画内容を内部精査するものである。審議会は条例に基づく組織であり、議会に諮る前の最終仕上げとして外部委員の意見をもとに合意形成を行う

場である。疑問点があれば、事務局や担当課へ連絡いただきたい。

委員 : 4 ページの政策分野横断的な取り組みの表について、「子ども・子育て」分野ではシティプロモーションの「知る」「気になる」に黒丸が付いているが、「つながる」が空白となっている。子育て分野こそ「つながる」の視点があってよいのではないか。

事務局 : 学生意見でも同様の指摘があった。担当課へ意見を伝え、黒丸の反映を前向きに検討する。

委員 : 21 ページの「コミュニティスクールの設置」について、令和 7 年度の現状値 12.5%に対し令和 13 年度目標値が 70%となっているが、目標を 100%としない理由は何か。またコミュニティスクールとは何か。

事務局 : コミュニティスクールとは学校運営協議会のことで、法律により設置が努力義務化されている。地域住民や保護者が学校運営に主体的に参画する仕組みであり、一宮小学校等で先行導入されている。

事務局 : 現在 2 校で導入されており、令和 10 年度以降は毎年 1 校ずつ計画的に導入していく方針であり、令和 13 年度時点の目標値を 70%としているが、最終的には 100%を目指す。

委員 : 地域住民が学校運営に入る場合、非常勤特別職等になるのか。誰でも入れるのか。

事務局 : 委員の選任には規定があり特別職の扱いとなるため、選任された者が委員となる。

委員 : 農業（60 ページ）について、新規就農者の確保という前向きな目標だけでなく、耕作放棄地の増加や離農見込みといったマイナス面も含めた記述が必要ではないか。また人権・多文化共生について、在留外国人との共生を理念にとどめず、共にまちづくりに取り組む具体的な視点を盛り込むべきではないか。

事務局 : 総合計画は最上位計画であるため表現が抽象的になりがちだが、個別計画に具体的な取り組みを反映していく。外国人住民との共生については 32 ページの「多文化共生」で触れている。耕作放棄地等についても表現を精査し、個別計画と連動させながら担当課と調整する。

委員 : 53 ページの「防災・減災」に「交通安全活動の推進」や「防犯対策」

が含まれているが、「交通安全」は「道路・交通」、「防犯」は「住環境」に分類する方が市民に分かりやすいのではないか。

事務局：担当課が「防災・減災」と同じであるため、組織の都合でまとめている。「道路・交通」にも建設課所管の「交通安全対策の推進」（ガードレール等ハード整備）が含まれており、「防災・減災」の「交通安全活動の推進」は交通安全教室等のソフト面の活動を指すため、区分して記載している。

委員：「防災・減災」の中に交通安全や防犯を含めると、分野としての整合性を欠く。分野名を「防災・交通安全・防犯」とするか、交通安全は「道路・交通」、防犯は「住環境」へ移動する方が分かりやすい。再検討をお願いしたい。

事務局：ご指摘を踏まえ、市民目線で分かりやすい分類となるよう、名称や分類の変更を含め庁内で再検討する。

委員：全体としてよくまとまっている。★と○の付け方は分野によってばらつきがあるように感じる。目標指標は数値があることで、各部署が仕事を進めやすい仕組みになっている。

委員：40 ページの「自然と共生するまちづくり」に河川改修等の事業が記載されているが、淡路市の魅力である「海」に関する視点が弱いのではないか。港湾管理や海に関する事業の多くは県の所管であることは理解するが、「海があるまち」としての夢のある事業展開の視点やメッセージを盛り込むべきではないか。

事務局：港湾管理や大きな河川の改修の多くは兵庫県の計画に基づき実施されるため、市としては管理する2級河川の改修等を自然共生の観点で盛り込んでいる。「海のあるまち」としての施策展開の視点は重要であるため、担当課へ意見を伝え反映方法を検討する。

委員：60 ページの農業分野「有機農業の作付面積」の目標に関連して、市の「オーガニックビレッジ宣言」やその後の他分野連携（福祉・教育連携等）についても計画の中で触れるべきではないか。

事務局：有機農業の面積拡大は宣言の有無にかかわらず求められている方向性である。「オーガニックビレッジ宣言」を明記するか、どのような表現で具体化するかは担当課と調整する。

会長 ：協議事項を終了する。

5 その他

今後のスケジュールについて

事務局より説明。

会長 ：基本構想案は、10月の審議会の前にパブコメに示されるのか。

事務局 ：基本構想の方向性は示していきたい。

事務局 ：本日の資料で気づいた点があれば、事務局までご連絡いただきたい。

6 閉会

以上